

## 宮城県国土利用計画(第六次)中間案に対する意見について

### 1 中間案に対する意見照会の概要

国土利用計画中間案について、令和2年10月から11月にかけて、各関係府省庁、市町村及び庁内関係課室へ意見照会を行ったところ、当審議会委員の意見と合わせ、59件の意見が出された。件数の内訳は、「4意見件数一覧」のとおり。

なお、同時期にパブリックコメントを行ったが、意見はなかった。

### 2 意見反映に当たっての基本的な考え方

以下の点を検討し、修正の可否を判断した。

- (1) 「総合的な土地利用」を指針としている国土利用計画の趣旨と整合性が取れているか。
  - イ 個別規制法に基づく諸計画に記載されるべき内容であるものは反映しない。
- (2) 県計画として、個別市町村の特性や状況について記載することが適切であるか。
- (3) 県土の利用区分ごとの規模（面積）の目標は根拠に基づくものか。
- (4) 文章の表現が本文の趣旨と合致するか。
  - イ 文言の置き換えにより、文章の意味合いが変わらないか。
  - ロ 意見を反映させることにより、他の記載箇所における考え方との整合性を欠かないか。

### 3 最終案へ反映しなかった意見・その他質問

上記の考え方に基づいて、反映しなかった意見及びその他の質問の一部は以下のとおり。

No.	ページ	行	意見内容・質問	反映しない理由・回答
32	19	5 26	「工業用地」及び「工業団地」という表記について、本市としては「産業用地」と位置付けているので修正を検討いただきたい。 ただし、規模目標の表区分では「工業用地」に分類されるであろうし、他市町村の同様の用地も含め県としての表記の統一が必要と思われるため、県の判断に委ねる。	国土利用計画上、国土の利用区分として「工業用地」という用語で定義されているため、現行のままとした。 また、「工業団地」についても、他の地域との統一を図るため、現行のままとした。
34	21 27	1 36	「文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う」という文章だが、文化財課で作成している「埋蔵文化財保護の手引き」では、表現を「開発」で統一しており、「開発行為」という表現は使用していないため、「開発行為等」とせずに「開発等」とすること(P21)。 それに伴い、用語解説の「開発行為」を削除願う(P27)。 「開発行為」という用語は、ここでのみ使用されているが、都市計画法上の定義は、「建築物の建築または特定工作物の建設をするための土地の区画形質の変更」であるが、用語解説のような定義としてしまうと、土石の採掘（採石法）や開墾（森林法）などの規制も都市計画法の開発許可で規制を行うかのような誤解を与えてしまう。	P21, 1行目について ここでは、複数の法令等を念頭に「開発行為等」という表現を採用しており、埋蔵文化財保護の手引きの表現と統一する必要はないため、現行のままとした。 P27, 36行目について 「開発行為」という用語は森林法（第10条の2）でも用いられており、都市計画法固有の用語ではないため、誤解は生じない考えから現行のままとした。

#### 4 意見件数一覧

計画項目	審議会 委員	庁内関係課室 (注1)	市町村 (注1,2)	各関係府省	計
前文		1			1
<b>1策定に関する基本的な考え方</b>					0
(1)計画改定の趣旨・背景					0
(2)計画の性格					0
(3)計画の構成と期間					0
(4)改定の方向性					0
イ 本格的な人口減少下における県土利用					0
ロ 震災復興期間後・地方創生を見据えた県土利用					0
ハ 安全・安心を実現する県土利用		1			1
<b>2県土利用の現状と課題</b>					0
(1)県土利用の現状			1		1
(2)県土利用上の諸課題					0
イ 復興の進展後もなお残る課題					0
ロ 人口減少による国土管理水準等の低下					0
ハ 自然環境と景観等の悪化		2			2
ニ 安全・安心な県土利用に対する要請		1	1		2
<b>3県土利用の基本方針</b>					0
(1)人口減少と震災復興期間後・地方創生を見据えた県土利用の基本方向					0
イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用		1			1
ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		1		1	2
ハ 安全・安心を実現する県土利用				1	1
ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		1			1
ホ 多様な主体と連携した県土利用					0
(2)地域類型別の県土利用の基本方向					0
イ 都市					0
ロ 農山漁村					0
ハ 自然維持地域		2			2
ニ 低未利用地・その他		2			2
(3)利用区分別の県土利用の基本方向		5			5
<b>4県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</b>					0
(1)県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	2		1		3
(2)地域別の概要		2	4	1	7
<b>5計画の実現に向けた措置</b>					0
イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用					0
ロ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用		2			2
ハ 安全・安心を実現する県土利用		2		2	4
ニ 複合的な施策の推進と県土の選択的利用		6			6
ホ 多様な主体と連携した県土利用			1		1
ヘ 土地利用転換の適正化					0
ト 指標の活用					0
その他(本文全体・用語修正ほか)	1	10	1	3	15
<b>合 計</b>	<b>3</b>	<b>39</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>59</b>

(注1) 意見照会実施期間 R2.10.7～R2.11.6

(注2) 国土利用計画法第7条第3項における法定意見聴取

5 宮城県国土利用計画（中間案）への意見対応一覧（独自修正含む）※着色セルは最終案への反映を行わない意見

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
1	庁内	1	5	（仮称）新・宮城の将来ビジョン	（仮称）を削除いただきたい。	ご意見のとおり修正します。
2	庁内	3	13	に規定する県の国土強靱化地域計画に即し	宮城県国土強靱化地域計画に統一するため、「～に基づき策定した『宮城県国土強靱化地域計画』に即し～」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
3	市町村	3	30	太陽光発電施設の建設等による開発等により、	「等」「による」「により」など、ほぼ同一の表現が連続しているため、読みやすい表現に修正するのが良いと思われる。	ご意見を踏まえ、「太陽光発電施設の建設等に伴う開発などにより」とします。
4	庁内	4	37	人為的土地利用を進めるエリアの適正な住み分けを効果的に進めるとともに、特に地球温暖化による生態系への影響や気候変動等を最小限に抑えるため、	「人為的土地利用を進めるエリアの適正な住み分けを効果的に進めるとともに、地球温暖化による生態系への影響等、気候変動の影響を最小限に抑えるため、」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
5	庁内	5	11	再生可能エネルギー発電施設の設置と森林の維持は、二酸化炭素排出量抑制策としてトレードオフの関係にあるため、これらの様々に異なるリスクやメリットについて、	再生可能エネルギー発電施設には、様々な種類・規模があり、必ずしも大規模な開発を必要としない。 原案では、全ての再生可能エネルギー発電施設の設置が森林破壊に繋がると読み取れ、誤解を招きかねない表現となっているため、「再生可能エネルギー発電施設の設置が森林の維持に影響する場合には、様々に異なるリスクやメリットについて」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
6	市町村	5	26	文章の構成	「特に丸森町では～」と被害状況が記載されているが、文章の流れからいくと平成27年の関東・東北豪雨の被害と受け取れる。しかしこの被害は令和元年の東日本台風によるものと思われるので、文章の流れを検討すべきではないか。	「特に丸森町では～」は令和元年東日本台風による被害状況を記載しています。 また、文章の流れとしては、渋井川や吉田川において平成27年関東・東北豪雨でも氾濫・決壊が起きたことを表しています。
7	庁内	5	27	被害状況	以下のとおり最新の数値に修正をお願いするもの。 「県全体で死者20名、家屋損壊6,073棟、浸水被害13,704棟（令和2年9月30日現在）に及ぶ深刻な被害となった。」	ご意見のとおり修正します。 なお、随時数値を反映させます。
8	庁内	6	29	都市再開発事業の活用	都市再開発事業とは、「都市再開発法による市街地再開発事業」のことを指しているのか。なお、「都市再開発法による市街地再開発事業」は都市計画法第12条第4号に規定されており、「市街地開発事業」の一部になる。	「都市再開発事業の活用」を都市再開発法による「市街地再開発事業の活用」に修正します。
9	国	7	16	自然環境保全地域	ここで記載されている「自然環境保全地域」は「都道府県自然環境保全地域」等の表現に改めるべきと考える。	御意見を踏まえ、「県自然環境保全地域」に修正します。
10	庁内	7	16	自然環境保全地域	指定地域は、自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」「沖合海底自然環境保全地域」、自然環境保全条例に基づく「県自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」があり、「自然環境保全地域」の名称では総称していないため、「自然環境保全地域等」とすべき。	自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」等の地域は、当県では指定されていない認識です。 御意見を踏まえ、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指した「県自然環境保全地域等」に修正します。
11	国	7	33	各種ハザードマップの活用等と併せて、地域の土地利用の特徴を踏まえた日頃の備えと災害発生時の速やかな避難を実現することで、ハード面だけでなくソフト面からの防災・減災対策の取り組みを促進する。	ハザードマップの活用等の前に、「津波防災地域づくり法」に基づく津波浸水想定、津波（特別）災害警戒区域の指定、推進計画の策定などの取組についても言及すべきではないか。	御意見を踏まえ、意見部分の文頭に「『津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）』に基づく津波浸水想定の設定及び」と追記いたします。

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
12	庁内	8	29	森林整備等の導入を支援することにより多面的機能の	森林環境譲与税の実施主体は市町村のため、手助けする意味合いである、「森林整備等を推進することにより、森林の持つ多面的機能の」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
13	庁内	10	20	自然体験・学習等の場として活用することで、交流人口の拡大に資する観光資源としての活用を進め、	自然体験・学習等は豊かな自然を継承するためのものであり、観光資源としての活用とイコールではないため、「活用するとともに」とするのが望ましい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。  「～具体的には自然体験・学習等を更に進め、自然への理解を深めることを主軸とし、本県の豊かな自然が持つ魅力の認知度向上を図るとともに、本県の自然に触れることを目的とした交流人口の拡大や経済波及効果なども視野に入れながら、自然環境保全施策の一層の充実化を図るための契機とするなど、様々な工夫を行う。」
14	庁内				経済効果による財源確保を想定できないため、削除が望ましいと考えられる。	
15	庁内	10	40	港湾部等に位置する	「港湾部等」より「漁業集落等」又は「リアス式海岸」の方が適していると思われる。	ご意見のとおり修正します。
16	庁内	11	2	公園などへの活用が検討されているものの、維持管理に要する負担も生じることから、地域の実情に応じた適正な利用ないし管理が図られるよう支援する。	公園等での活用による維持管理の負担が問題ではなく、前段の状況により利活用が図れず、そのため隣接する民地や道路等に支障がないよう草刈り等の維持管理費が生じている現状を記載すべきと思われる。  (修正案) ～利活用が図れない状況が継続しており、除草等の維持管理に要する負担が生じていることから、地域の実情に応じた適正な利用ないし管理が図られるよう支援する。	ご意見のとおり修正します。
17	独自修正	11	17	県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）	-	表現の仕方を整理しました。
18	庁内	11	27	ICT・ロボット等のスマート農業技術を活用した	現在農政部で策定中の第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に合わせるため、「農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックにより、」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
19	庁内	11	32	県は排水施設等の強靱化等を通じ、	排水施設等の強靱化等という表現から排水機場のポンプ能力向上のイメージを与えてしまうと思われる。 周辺住宅地を含めた防災上の観点から農業用排水機場の能力向上を図ることは困難であるため、下記の通り修正願う。 【修正後】 県は排水施設等の必要な整備・改修等を通じ、～	ご意見のとおり修正します。
20	庁内	12	16	森林・林業・木材産業の活力回復に向けた効率的な森林整備	災害復旧後の記述としては、「森林の公益的機能の発揮に向けた整備」が適当と思われるため修正願う。	ご意見のとおり修正します。
21	庁内	12	18	海岸防災林の再生への取組を支援し	海岸防災林の整備は県及び民間が主体のため、「海岸防災林の再生を推進し」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
22	庁内	12	19	環境配慮型社会の推進において	次期環境基本計画に合わせ、「脱炭素社会の構築において」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
23	独自修正	15	25	県土の利用区分	-	表現の仕方を整理しました。
24	委員	15	29	区分ごとの規模の目標全般	「目標値へ誘導するための施策が講じられている」ように見えるが、実際はそうでなく、各所属における計画の数字を積み上げられており、基本方針との関係性がよく見えないため、もう少し整理してはどうか。	「なお、この目標は基本方針の達成に向けた施策を直接誘導するものではない。」と追記しました。
25	委員	15	33	区分ごとの規模の目標全般	大規模災害が土地利用動向に甚大な影響を及ぼすという経験を踏まえ、予測できない要素が大きく働いた場合も考慮し、「ある程度の幅を持って理解すべきもの」という位置付けをより明確にしてはどうか。	下線部について追記しました。 「～実際の土地利用が本計画の基本方針に則しているかどうかを検証するための「一指標」であり、今後の経済社会の動向や自然災害等による土地利用状況の変化に応じて～」

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
26	市町村	16	2	表 合計面積	宮城県の面積は、「7,282.23km <sup>2</sup> 」であるが、表では平成29年「7,282」、令和13年「7,283」となっているため「7,282」に統一すべき。 P25の表においても県北東部地域の差で、同様に1km <sup>2</sup> の違いがあるため訂正すべき。	公有水面埋立により県土面積が1km <sup>2</sup> 増加するためです。 なお、ご意見を踏まえ、4(2)地域別の概要・県北東部に「県土面積は、公有水面の埋立により1km <sup>2</sup> 程度増加し、1,754km <sup>2</sup> 程度になる。」と追記します。
27	独自修正	16	21	県北東部地域が6万6千人減少	-	端数処理の関係から「6万2千人」に修正しました。
28	庁内	17 19	8 4	仙台塩釜港石巻港区	仙台塩釜港の港湾法上の区分(港格)は、「国際拠点港湾」と定められているため、「～高速道路網を軸に、国際拠点港湾仙台塩釜港仙台港区～」、「～物流拠点港国際拠点港湾仙台塩釜港石巻港区の整備等～」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
29	市町村	17 22	9 13	さらなる更なる	表記を統一すべき。	「更なる」に統一します。
30	国	17	25	海岸保全施設の整備を完遂	「整備の完遂」が必ずしも明らかではないため、表現の適正化を図り、ほかと同様の表現とし、「海岸保全施設の整備を行い」に修正されたい。	東日本大震災により被災した海岸保全施設の復旧を指しているため、「東日本大震災で被害を受けた海岸保全施設の整備を完遂」に修正します。
31	市町村	18	30	宅地面積	宅地以外の区分では、増減理由を示しながら、目標規模を示しているが、宅地の内訳だけ、増減理由を示さないで、目標規模を示している。	宅地の内訳に増減が見込まれなかったため、目標面積のみ示しています。 なお、P25に参考付表として地域別の利用区分ごとの規模の目標を記載しています。
32	市町村	18	36	金華山三陸沖漁場	「三陸金華山沖漁場」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
33	庁内	18	17	被災農地復旧後の	復興交付金を使った農地整備事業により復旧した被災農地が、宅地や道路等へ転換されるような誤解を与える表現になっているため削除すべき。	ご意見のとおり修正します。
34	市町村	19	5 26	工業団地 工業用地	本市としては「産業用地」と位置付けているので修正を検討いただきたい。 ただし、P16の表の区分では「工業用地」に分類されるであろうし、他市町村の同様の用地も含め県としての表記の統一が必要と思われるため、県の判断に委ねる。	国土利用計画上、国土の利用区分として工業用地という用語で定義されているため、現行のままとさせていただきます。 また、工業団地についても、他の地域との統一性を図るため、現行のままとさせていただきます。
35	庁内	20	26	大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、	新幹線騒音や航空機騒音の環境基準の類型指定は用途地域にリンクしているため、用途の設定が不整合であると、後住者の苦情が発生するため、後ろに「環境基準との整合を考慮し」を追加すべき。 環境基本法及び都市計画法の2つの法律で連携しなければならないため、上位の計画で示す必要がある。	ご意見のとおり修正します。
36	庁内	21 27	1 36	開発行為等 開発行為(かいほつこうい)	「開発行為等」とせずに「開発等」とすること。それに伴い、用語解説の「開発行為」を削除願う。  文化財課で作成している「埋蔵文化財保護の手引き」では、表現を「開発」で統一しており、「開発行為」という表現は使用していない。 「開発行為」という用語は、ここでのみ使用されているが、都市計画法上の定義は、「建築物の建築または特定工作物の建設をするための土地の区画形質の変更」であり、用語解説のような定義としてみると、土石の採掘(採石法)や開墾(森林法)などの規制も都市計画法の開発許可で規制を行うかのような誤解を与えてしまう。	21ページ1行目 ここでは、複数の法令等を念頭に「開発行為等」という表現を採用していますので、埋蔵文化財保護の手引きの表現と統一する必要はありません。  27ページ36行目 「開発行為」という用語は森林法(第10条の2)でも用いられており、都市計画法固有の用語ではないので、誤解は生じないと考えます。

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
37	庁内	21	19	国土強靱化地域計画	宮城県国土強靱化地域計画に統一するため、「宮城県国土強靱化地域計画」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
38	庁内	21	23	オープンスペース	行が「一」で始まらないよう修正願う。	ご意見のとおり修正します。
39	国	21	25	電線類の地中化	「電線類の地中化」という表現だと、裏配線や軒下配線等の地中化以外の選択肢が外れてしまい、無電柱化に対する検討策が制限されてしまうため、「無電柱化」に修正願う。	ご意見のとおり修正いたします。 また、用語解説に「無電柱化」を追加します。
40	国	21 29	37 38	海岸浸食対策 海岸浸食	海岸における「侵食」はこちらの字を使うことがより適当なため、「海岸侵食対策」及び「海岸侵食」に修正されたい。	ご意見のとおり修正します。
41	庁内	22	17 22	災害に強い農業・農村づくり 農業・農村を中核とした地域	「災害に強い農業・農村づくりに向けた」取組が列挙されているが、農村づくり視点の記述がない。 「農業・農村を中核とした地域の持続を図る」との文言もあるが、具体的に何を指しているのか分かりにくいと感じた。	<p>現行の記述は、以下の趣旨によるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「農村づくり視点の施策」は、土地との結びつきが弱いものが多く、国土利用計画での言及がしづらいため、記載をしていません。例えば地域運営組織のリーダー育成、地域運営組織等の支援、交流人口拡大策（さらには農村的生活を求める移住者を呼び込む施策（旧花山村のような））に、企業的な農業経営体を育成することで就業機会を確保する施策を組み合わせた定住促進などが考えられますが、「土地利用に関する施策」としては幅広になりすぎるため、記載をしていません。また、「どれだけ移住・定住を増やしても、人口減少は進むので、従来型の手を掛けた農地・農村の管理ではない、省力化手法」が必要になるとも考えていますので、複雑・不確実になりすぎることから、記述を限定しているものです。</li> <li>・「農業・農村を中核とした地域の持続を図る」というのは、大崎市、栗原市、登米市、村田町のような、内陸の農業地帯を念頭に置いた表現です。「中核とした」というのは、これらの地域の特徴として、漁業でもなく、サービス業主体でもなく、やはり農業・農村というベースに、都市化の進んだ利便性の高い地域が局部的に成立することで成り立っていますので、そういった幅広い地域特性を示すために「中核とした」という表現を用いています。</li> </ul>
42	庁内	22	19	ICT・AI・ロボット等のスマート農業	現在農政部で策定中の第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に合わせるため、「農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテック」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。 また、修正後は「農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックの導入も支援し」となり、「導入」が連続するため、「農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックを推進し」といたします。
43	庁内	22	33	低炭素社会の実現において、	次期環境基本計画と合わせるため、「脱炭素社会の構築のため、」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
44	庁内	22	35	良好な大気環境を保全するため	直後の記載に、燃料を燃焼させる「バイオマス」について記載されているため、削除願う。	ご意見のとおり修正します。
45	庁内	22	38	低炭素型物流体系の形成等に取り組み、	次期環境基本計画では、「脱炭素社会」を使用しており、「低炭素社会」の使用を控えているため、「 <u>    </u> 物流体系の効率化等に取り組み、」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
46	庁内	22	38	環境負荷の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて、	環境分野において「環境負荷の少ない」という表現を用いることが多いため、「環境負荷の <u>少ない</u> 都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて、」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
47	庁内	23	4	自然環境保全基礎調査	国が民間に委託して実施しており、県が何らかの関与をする余地があるとしても、県が主体的に実施するかのような記述となっているため、削除願う。	自然環境保全基礎調査は、前段の施策を推進する上で必要な調査であるため、文言として残したい考えです。 なお、「～調査を行い」を「～調査を推進し」とし、県が直接行う趣旨とならないよう修正します。

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
48	市町村	23	14	生かす	他のページでは、「活かす」を用いているため統一すべき。	「活かす」に修正します。
49	独自修正	25	表	宅地（工業用地）・その他面積	-	工業用地面積は、造成計画が具体化されていなかったことから増減なしとしていましたが、R1現況値で既に1km増加していたため反映したものです。 工業用地増加分は、「その他」から転換したものであると思われるため、「その他」から1km差し引くものとしました。
50	庁内	25	5	ILC（あいえるしー）	以下のとおり修正願う。 「International Linear Collider（国際リニアコライダー）の略。国際協力によって設計開発が推進されている次世代の直線型衝突加速器。地下100mに建設する長大なトンネル内で、電子と陽電子を光速近くまで加速して衝突させ、宇宙誕生直後の状態を再現。衝突により生成されるさまざまな粒子を測定、解析することで、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明につながると期待されている。」	ご意見を踏まえ修正します。 なお、県計画に関連していることを示すため、以下の記述は残すこととします。 「加速器全体を埋め込むことのできる均一構造の堅固な岩盤を有する場所が適地とされており、岩手・宮城県境をまたぐ北上山地が最有力候補地である。」
51	庁内	26	21	アグリテック（あぐりてっく）	現在農政部で策定中の第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画に合わせるため、「スマート農業」を削除し、下記のとおり修正願う。 【説明文】 農業にICT（情報通信技術）等のテクノロジー（技術）を導入することで、省力・軽労化を図るなどの課題を解決すること。	ご意見のとおり修正します。
52	国	26	36	一般道路（いっぱんどろう）	ここで記載されている「港湾道路」は、港湾法上の用語ではなく、読み手の混乱を招く恐れがあるため、「港湾法の道路」に修正していただけないか。	ご意見のとおり修正します。
53	庁内	27	5	エコタウン（えこたうん）	用語解説には、国（環境省）のエコタウン事業に関する内容が記載されているが、本計画における記述としては、一般的な用語としてエコタウンという表現を使用していると思われることから、修正が必要ではないか。 【修正案】 地域の課題解決や価値向上の手段として再生可能エネルギーを利用し、災害時でも利用可能な自立・分散型エネルギーシステムや地域での利益循環の仕組みが成立しているまちのこと。 ※令和元年版宮城県環境白書より	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「再生可能エネルギーを利用し、地域の課題解決や価値向上につなげているまちのこと。」
54	庁内	29	8	県自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）	「自然環境保全地域等」に変更することに伴い、用語解説文も以下のとおり修正願う。 『優れた自然環境（中略）指定された地域のこと。自然環境保全法に基づく「原生自然環境保全地域」「自然環境保全地域」「沖合海底自然環境保全地域」、自然環境保全条例に基づく「県自然環境保全地域」「緑地環境保全地域」がある。』	「自然環境保全地域」から「県自然環境保全地域等」としたため、以下のとおり修正します。 「自然公園、自然環境保全法に基づき国が指定した自然環境保全地域（本県なし）以外の地域で、極めて豊かな生態系を保有している森林、湿原、湖沼、海浜などに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められ、知事が指定した地域」
55	委員	29	29	県土の選択的利用（けんどのせんたくてきりよう）	本文中にこの用語が出てくるが（P8, 11行目）、どのような意図で使われているのかわかりづらい。	用語解説に追加しました。
56	庁内	31	42	再開発（さいかいはつ）	“再開発＝都市計画に係る市街地再開発事業（都市に限定した）”とはならないのではないかと。 また、人口の集中による過密化と不合理な土地利用だけの理由で都市機能の低下や環境の悪化が起こるわけではないと考える。	宮城県国土利用計画においては、「再開発」という独自の定義により使用しているため、用語解説の内容を以下のとおり修正しました。 「都市（宮城県国土利用計画での定義はP.38参照）にあつては、一般に、～」 また、「人口の集中による過密化や不合理な土地利用等による都市機能の低下～」に修正します。

No.	意見元	ページ	行番号	意見箇所	意見内容	回答・修正内容
57	国	33	3	次世代放射光施設（じせだいほうしゃこうしせつ）	「I L Cが線形加速器であるのに対し、本施設は円形加速器である。」との記載があるが、実際はI L C及び次世代放射光施設は双方とも線形加速器及び円形加速器の組合せであることから、当該記載は不正確ではないか。 また、当該記載は「I L Cが全長数十kmの線形加速器と周長3kmの円形加速器を組み合わせたものであるのに対し、本施設は全長112mの線形加速器と周長349mの円形加速器を組み合わせたものである。」等とした方が、より正確な記載となるものと思料する。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「～I L Cの中核施設が線形加速器であるのに対し、本施設は円形加速器を中核とする。～」
58	庁内	33	20	自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）	P23, 4行目で削除するならば、用語集に記述する必要はない。	本文で削除しないこととしたため、現行のままとします。
59	国	34	39	人口集中地区（D I D）（じんこうしゅうちゅうちく）	人口集中地区の基本的な基礎単位は「基本単位区」であり、基本単位区内に複数の調査区がある場合に限り調査区が基礎単位となるような書きぶりに修正願う。 「国勢調査の結果に基づき、その基本単位区及び調査区を基礎単位として用い、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区等（原則として人口密度が1km <sup>2</sup> 当たり4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいう。」	ご意見のとおり修正します。
60	独自修正	35	20	森林経営管理法（しんりんけいえいかんりほう）	-	適した表現に修正しました。
61	庁内	39	12	地方創生（ちほうそうせい）	地方創生総合戦略は令和3年度新ビジョンに統合されることから、下記のとおり修正願う。 「～『宮城県地方創生総合戦略』を平成27年に策定し、令和3年度からは新ビジョンに統合の上、推進している。」	ご意見のとおり修正します。
62	市町村	用語解説	-	-	用語解説が多すぎる。	解説が必要と思われる文言が多数あるため、ご理解願います。
63	独自修正	概要	-	3（2）自然維持地域	-	P10, 23行目で自然体験・学習等の観光資源としての活用をする旨を削除したため、「観光活用」を削除し、修正しました。
64	庁内	概要	-	3（3）宅地	本文の内容と概要が整合していない。 「住宅地は開発計画や需要動向から緩やかな増加」とあるが、本文に説明がなく根拠が不明。 「工業用地は、～増加は容認し、個別法により適正利用を図る」とあるが、本文では説明がない。	・住宅地 本文P13, 36～40行目に増加要因を記載しています。 ・工業用地 本文P14, 4～7行目や本文P22, 9～12行目において増加に係る記載をしています（「供給に努める」等）。 なお、工業用地の適正利用については、工場立地法のほか、開発規制や環境保護に関する多数の法令が関係してくるため、本文中では特定の法律を掲げていません（趣旨はP19～24「5計画の実現に向けた措置」のイ、ロ、ニなどに記載しています。）。
65	独自修正	概要	-	5（ロ）観光活用	-	本文前段において、自然体験・学習等を観光資源として活用する旨を削除しているため、「観光活用」から「利活用」に修正しました。
66	庁内	概要	-	5（ニ）スマート化	「スマート農業技術」を「アグリテック」に修正することに合わせて、「先進技術の活用」に修正願う。	ご意見のとおり修正します。
67	庁内	全体	-	全体	現在策定を進めている宮城県環境基本計画（第4期）において、「脱炭素社会の構築」を掲げており、これに基づく修正をお願いするもの。	貴課からその他いただいた御意見による修正をもって、このご意見への対応とさせていただきます。
68	独自修正	全体	-	法令等の記述	-	記載している全ての法令に法令番号を記載しました。